

食安輸発1126第1号
平成22年11月26日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(カナダ産非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。))

標記については、平成22年3月30日付け食安輸発0330第1号(最終改正:平成22年11月16日付け食安輸発1116第1号)にて通知したところですが、今般、輸入時の自主検査において、カナダ産非加熱食肉製品からリステリア菌を検出したことから、輸入届出ごとの全ロットについて検査命令を行うこととし、同通知の別表1のオランダ産セルリアック及びその加工品(簡易な加工に限る。)の項の次に下記を加えるので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

記

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
非加熱食肉製品(加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。